

内航・外航船員の皆様へ（お知らせ）

**平成18年4月1日から、
内航・外航船の船橋当直には、
「6級海技士（航海）」以上の海技免状を
持つ船員の当直が義務づけられました ※**

※内航・外航船の船橋当直には、常に「6級海技士（航海）」以上の海技免状（1、2、3、4、5または6級海技士（航海）の海技免状）を持つ船員が1人以上当直しなければなりません。

※平水を航行区域とする船舶、20総トン未満の船舶又は漁船は、この規制の対象外です。

※複数名が同時に船橋当直する場合には、「6級海技士（航海）」以上の海技免状受有者＋認定甲板部航海当直部員（「6級海技士（航海）」以上の海技免状をお持ちでない船員）による当直ができます。

※現在、「6級海技士（航海）」の海技免状をお持ちでない船員や内航・外航船員になろうとする人（新卒者など）には、「6級海技士（航海）」の海技免状取得方法をご案内しています。

※現在、「6級海技士（航海）」の海技免状をお持ちでなくとも、10年以上の乗船履歴がある船員には、早期に「6級海技士（航海）」の海技免状を取得するための講習（海技士国家試験のうち、筆記試験免除）をご案内しています（この他の5年以上の乗船履歴がある船員を対象とした養成講習も6月から開催される予定です。）。